厚 生 労 働 委 員会)

医 療 保 険 制 度 の 安定 的運 営 を 巡 る ため の 国 民 健 康 保険 法 等 の — 部 を 改 正 する法 律 案 閣 法 第二

八 号)(衆 議 院 送 付 要 旨

本 法 律 案 は、 医 療 保 険 制 度 の 安 定 的 運 営 を 図 る た め、 玉 民 健 康 保 険 事 業 の 広 域 化 等支援 方 針 の 策 定、 玉 民

健 康 保 険 の 財 政 基 盤 の 強 化 全 玉 健 康 保 険 協 会 管 掌 健 康 保 険 に 係 国 庫 補 助 率 の 直 後 期 高 龄 者 医

第 玉 民 健 康 保 険 法 の 部 改 正

保

険

料

に

係

る

負

担

軽

減

等

の

措

置

を

講

じ

ようとする

も

の

で

あ

ı)

そ

の

主

な

内

容

は

次

の

۲

お

IJ

で

あ

る。

る

見

ŕ

療

ത

所 得 の 少 な 11 者 の 数 に 応 じ て 市 町 村 を 財 政 的 に 支 援 す る た め の 制 度 高 額 な 医 療 費 に 対 し て 玉 及び 都

道 府 県 が 補 助 す る 事 業 及 び _ 定 の 額 以 上 の 医 療 費 を 市 町 村 が 共 同 で 負 担 す る 事 業に つ ١J て、 平成二十五

年 度 ま で の 間 継 続 す る。

都 道 府 県 は 玉 民 健 康 保 険 事 業の 運 営 の広域 化又は 国 民 健 康保 険 の 財 政 の安定化を推進 する ため の 当

該 都 道 府 県 内 の 市 町 村 に 対 す る支援 の 方 針 を 定 めることが で さる。

Ξ 国 民 健 康 保 険 の 保険料等 の 滞 が納に より世帯主に .被保険者資格証明書を交付する場合においては、 その

世 帯 の 高 校生世 代 の 被 保険者 に対し て 有 効 期 間 を六月とする短期 被 保 険 者 証 を交付する。

第 二 健 康 保 険 法 の 部 改 正

全 玉 健 康 保 険 協 会 管 掌 健 康 保険 に対 する国 庫 補 助 率 につ い て、 平成二十四年度 ま で の 間 は、 千分 の 百

六 十 四とするととも に、 同 期 間 に つ L١ て は 毎 事 業 年 度 に お け る 財 政 の 均 衡 に 係 る 特 例 を 設 け る

第三 高 龄 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 の 部 改 正

被 用 者 保 険 等 の 保 険 者 が 負 担 す る 後 期 高 欰 者 支 援 金 に つ ١J て、 平成二十四 年

度

ま

で

の

間、

そ

の

額

の

分 の を 被 用 者 保 険 等 の 保 険 者 の 標 準 報 酬 総 額 に 応 じ た も の とする。

分 の 間 こ れ を 取 ij 崩 L て 保 険 料 率 の 増 加 を 抑 制 す る ため ات 充てることができるようにする。

第 四 施 行 期 日

村

及

び

都

道

府

県

が

行

う

財

政

措

置

を延

長す

るとと

も

に、

都

道

府

県

に

設

置

する

財

政

安定

化

基

金につい

て、

当

被

用

者

保

険

の

被

扶

養

者

で

あ

っ

た

被

保

険

者

に

対

L

て

課

す

る

保

険

料

の

減

額

措

置

に

つ

ŀ١

て、

当 分

の

間

市

町

こ の 法 律 ば 公 布 の 日 (衆議 院修正) から施行する。 ただし、 第一の三、 第二のうち国 庫 補 助 率 ı 関

す る規定及び第三の一につい ては、 平成二十二年七月一日 いら施 行する。